

ガソリンの容器販売における本人確認等について

令和元年 7 月、京都市伏見区の「京都アニメーション」において、多くの尊い命が失われるという悲惨な火災が発生しました。

このような事案の発生を抑止し、ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを容器に詰め替えて販売する時は、

- ① 本人確認（運転免許証の提示等）
- ② 使用目的の確認
- ③ 販売記録の作成



が令和 2 年 2 月 1 日から義務付けられることとなりました。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◇詳しくはこちら◇

[ガソリンの取扱いに関する通知等](https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/tutatsu.html)（総務省消防庁）

(<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/tutatsu.html>)

お問い合わせ

消防本部予防保安課

TEL：356-2009

FAX：356-2041